

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を令和元年5月29日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表第1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、同2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であり、本件処分を変更して2度で認定すべきと主張している。

初交付を受けた時は8年前であり、それから考えると状態が悪化している。自傷行為や行動障害があり、これら症状が加味された判定とは、思えない。又医師から請求人への質問は一問も答えられない状況であったが、障害理解ができる医師であったかという疑問

があります。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 6月 22日	諮問
令和 2年 8月 24日	審議（第46回第1部会）
令和 2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (4) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により処分庁に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は、7条の規定によ

る手帳の更新については、3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

- (5) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

なお、以上の都要綱及び実施細目の各規定の内容は、合理的で妥当なものである。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ35と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に相当するものとして、3度と記載されている。

イ 「知的能力」について

「山」、「朝」等の文字は読め、「日にち（判定時の月日）」も漢字を交えて一部記述が出来ていた。繰り上がり、繰り下がりのある足し算、引き算や掛け算、割り算も可能であった。

以上により、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる。」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ウ 「職業能力」について

知能検査では、口頭指示により3つの簡単な課題を連続して行わせる問題も合格しており、また、この4月から就労継続支援B型事業所に通所しボールペンの組み立て、チラシ配布、クラフト作業を行っていた。なお、手伝いについては、代理人である母が何度も声かけすれば食器を下げる程度とのことであった。

以上により、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

エ 「社会性」について

心理員による面談時には、母親からの聴き取り中、大人しく着席しており、知能検査にも協力的であった。しかし、この4月から通所した就労継続支援B型事業所では、苦手な他利用者との距離感がつかめず、暴言を吐いたり、手が出たりした。そのことに対してスタッフが理解してくれず、悪循環になり、請求人も抜毛がひどくなり休んでいる。今後、生活介護事業所に替えるか検討中とのことであった。

以上により、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

オ 「意思疎通」について

言語による表出は、自発的に話すことはほとんどなく、単語や二語文が多いが、「違う電車に乗り換える」など多語文も話すことが観察された。知能検査において、言語のみによる指示理解も可能であり、さらに、質問の内容を了解し、現在直面していない事態を想定し、その対応、対策を言語で表現するという複雑なプロセスを伴う問題も合格していた。また、「山」、

「朝」等の漢字は読め、「日にち（判定時の月日）」も漢字を交えて一部記述が出来ていた。

以上により、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

特別支援学校高等部1年時に喉の腫瘍（良性）の手術を受けたが、再発したため、2か月に1回通院し、経過観察中である。心理学的判定及び医学的判定においても、喉のあたりが隆起していることが観察された。さらに、蓄膿症があり、服薬通院中であり、令和元年夏に手術予定である。食物アレルギーのために通院し、注射ももらっている。

以上のことから、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

キ 「日常行動」について

興奮、他害、自傷、器物破損、無断外出、盗み（店のお菓子を食べてしまう）、睡眠の問題、常同行動、こだわり、オウム返し、独語等の問題行動が顕著であり、この4月から通所していた就労継続支援B型事業所も不適応を起し、4月の終わりから休んでいる。家庭においても精神的に不安定な状況であることは医学判定の場面でも聞き取っており、判定医も、自宅での生活には限界があるとの印象を持った。

以上により、個別判定基準表における「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

食事については、用意された物を箸で食べるが、食べこぼしがある。

排泄は失敗することもあり、また、大便の拭き取りが不十分

で拭き取りには介助を要する。着脱衣については、前後等の区別が不十分である。入浴は一人でするものの、声かけは毎回必要とする。歯磨きは不十分で爪切りも困難である。

欲しいお菓子を選ぶことはできるが、単独で買い物をすることは困難である。

危険物の認知は困難である。また、信号や事故の認知も困難なため、単独外出や交通機関の単独利用は困難である。

以上により、個別判定基準表における「周辺生活の処理が部分的に可能」の区分に相当するものとして、2度と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち4項目が2度（重度）、4項目が3度（中度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、積極的に2度と認定するまでには至っていないと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「精神遅滞」と、心理学的所見欄には「C A 1 8 M A : I Q 3 5（鈴木ビネー改訂版）」と、社会診断所見欄には「今後も個別的、長期的支援を要する。」と、愛の手帳の程度認定の欄には「3度（中度）」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3度」程度のものに該当するもの」に該当することから、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判断するのが相当である。

したがって、本件申請書及び本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分は違法、不当であるなどと主張している。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した心障センター所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、心障センター所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(5)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「3度（中度）」と判定するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも理由がないというほかはない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2 (略)